



船橋市文化芸術活動支援補助金

募集要項



令和8年4月1日

船橋市教育委員会 文化課

内容

1. 船橋市文化芸術活動支援補助金について.....	2
2. 補助対象者.....	2
3. 受付期間等.....	2
4. 対象となる文化芸術の種類.....	3
5. 対象となる事業.....	3
6. 補助金の額.....	4
7. 補助対象経費.....	6
※旅費について.....	6
8. 補助対象外経費.....	7
9. 令和8年度の補助対象事業の予定数.....	8
10. 採択の条件.....	8
11. 申請から補助金交付までの流れ.....	9
12. 申込書提出から補助金交付までのフロー図.....	10
13. 申請時における提出書類.....	11
14. 選考について.....	11
15. QA.....	12
16. 記入例.....	15
17. 船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱.....	25
18. 注意事項.....	35
19. 問合せ.....	35

1. 船橋市文化芸術活動支援補助金について

船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

継続的に文化芸術活動を行っている、または今後継続的に文化・芸術活動を行う者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものです。

個人	市内に在住又は在勤、在学している者
団体	市内に活動の本拠を有し、複数名で構成されその構成員の半数以上が市内に在住又は在勤、在学している団体

なお、以下のいずれかに該当する個人又は団体は申請を行うことはできません。

- (1) 政治・宗教活動を目的(これらを反対することを目的とするものも含む)としている個人又は団体
- (2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者及びその統制下にある個人又は団体
- (3) 市税を滞納している個人又は団体

3. 受付期間等

受付期間	令和8年4月1日(水)午前9時～5月15日(金)午後5時(必着)
事業実施期間	<u>令和8年7月1日(水)</u> ～令和9年3月31日(水)
提出先	船橋市教育委員会生涯学習部文化課

提出方法	<p>船橋市オンライン申請システム(推奨)または郵送</p> <p>1. オンライン申請 URL https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/bunkahojokin 二次元コード</p>  <p>2. 郵送 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所文化課 宛て</p> <p>※文化課の窓口では、受付はできかねますので、ご注意ください。 ※オンライン申請システムでの提出にご協力をお願いします。</p>
------	---

4. 対象となる文化芸術の種類

音楽、美術、写真、ダンス、演劇、メディア芸術、文楽、歌舞伎、落語、漫才、茶道、華道、書道、その他文化芸術事業です。

5. 対象となる事業

船橋市内で行われ、芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであり、事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれる営利を目的としない事業であり、令和8年7月1日(水)～令和9年3月31日(水)までに実施し、完了する次の事業が、補助の対象となります。

ただし、船橋市民文化ホールが令和7年度から行っている工事による休館中に限り、市外の文化会館や文化ホール、劇場、音楽堂で開催する事業についても応募

が可能です。

(1) 文化芸術活動拡大事業	事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者が出演、出品、鑑賞するなど、幅広い一般の市民の事業への参加が見込まれ、文化芸術活動の裾野の拡大に貢献する事業
(2) 育成事業	文化芸術活動をする人材を、2年以上継続的かつ段階的に育成又は支援をし、又は個人で2年以上継続的かつ段階的に活動し、文化芸術活動の活性化に資することが期待できる事業。なお、事業の一環として、必ず補助及び交付の決定がされた年度に発表の場を設けること。
(3) 大規模特別事業	内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般市民等の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を一般市民等に広く提供するような、文化芸術の裾野の拡大に特に貢献する事業

【補助の対象とならない事業】

- (1) 政治・宗教活動を目的(これらを反対することを目的とするものも含む)としている事業
- (2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者及びその統制下にある団体を利する事業
- (3) 専らチャリティ等の慈善事業や文化祭その他の学内行事として行われるもの
- (4) 事業の参加者(出演者・出品者等)が、事業に関わる者、または団体(主催者・共催者)の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象として行われるもの
- (5) 事業に関わる者、または団体(主催者・共催者)の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一とみなされる場所で開催している場合
- (6) 国、県、市又はそれらの外郭団体が主催又は共催となっている事業
- (7) 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
- (8) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額(千円未満切り捨て)です。ただし、補助上限額または自己負担金(補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補

助事業の実施に伴う収入を差し引いた額)のいずれか低い額を限度とします。

なお、文化芸術活動拡大事業及び育成事業は 30 万円を、大規模特別事業は 150 万円を補助上限額とします。

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内(千円未満切り捨て)
補助上限額	(1) 文化芸術活動拡大事業 30 万円 (2) 育成事業 30 万円 (3) 大規模特別事業 150 万円
補助金の額	次の各号のいずれか低いものとする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じた額 (2) 補助上限額 (3) 自己負担金(補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補助事業の実施に伴う収入を差し引いた額。ただし、千円未満切り捨て。)

【総額】



【収入】



補助金の額は、上図①の補助対象経費の3分の2の額(千円未満切り捨て)です。

ただし、補助上限額(文化芸術活動拡大事業及び育成事業は 30 万円。大規模特別事業は 150 万円)または③の自己負担金のいずれか低い額を限度とします。

7. 補助対象経費

費目	主な内容
音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器及び楽譜借料、楽譜購入料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲及び編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術及び衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料 等
会場・舞台費	会場使用料(附帯設備を含む)、会場設営費及び撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら及びメイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費 等
印刷費	ポスター及びチラシ、プログラム、図録、チケット、入場整理券、台本等の印刷費 (無料配布するものに限る)
謝金・人件費	外部講師、審査員、運営スタッフ、会場整理員、原稿執筆等への謝礼 ただし、団体の構成員に係るものを除く
宣伝費	広告掲載料、入場券販売手数料等
記録費	録画費、録音費、写真費 (当該活動の成果として記録するものに限る)
通信費	案内状送付料等
保険費	イベントに係る保険
旅費	出演者及び講師等の交通費及び宿泊料 (事業当日に係るものに限る)
その他	その他市長が適当と認める経費

※旅費について

交通費	自宅最寄り駅(バス停含む)から用務地最寄り駅(バス停含む)まで、公共交通機関を利用した場合の最も経済的な金額であり、車やタクシーで来場した場合は対象外。
新幹線及び有料特急の利用	利用区間(営業キロ)が片道 50km 以上の場合に限る。 なお、新幹線のグリーン車及びそれと同等又はそれ以上

	のものは利用不可。
飛行機	エコノミークラス(最も下位に位置するランクのある席)の利用とする。
宿泊費の上限	14,200 円/1泊
前泊・後泊の条件	<p>用務初日に目的地へ出発し、用務最終日に目的地から帰着することが原則になるが、次の場合には、前泊または後泊の宿泊料を支給できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用務初日に目的地へ出発しようとした場合に、自宅の最寄り駅(最寄りバス停は除く)からの乗車が午前6時以前になるとき。 ● 用務最終日に目的地から帰着しようとした場合に、自宅の最寄り駅(最寄りバス停は除く)への到着が午後11時以降になるとき。

8. 補助対象外経費

費目	主な内容
有償頒布作成費	有償頒布するプログラム・図録等作成経費
事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費	
食糧費	弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費
会議費	打合せ等に係る会場使用料、資料作成費等
事前練習・準備費(育成事業は除く)	<p>事業開催の前日よりも前に行うリハーサル・準備に係る経費等</p> <p>ただし、公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロは補助対象とする。</p>
賞金・賞品代	コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代 等
交際費・接待費	講師等への手土産(お弁当や菓子折り) 等
駐車代	
振込手数料	
間接費	事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費(電話代、メール通信料、ボールペン購入料等)

その他	その他市長が適当でないと判断した経費
-----	--------------------

9. 令和8年度の補助対象事業の予定数

文化芸術活動拡大事業	文化芸術活動拡大事業と育成事業を合計して 10件
育成事業	
大規模特別事業	1件

※上表の件数はあくまでも原則となり、件数は上下する可能性があります。また、審査の結果、対象事業がなしの場合もあります。

10. 採択の条件

補助金の交付が採択された事業については、事業に関連する印刷物(ポスター、チラシ、パンフレット、入場券等)やホームページなどに「令和8年度船橋市文化芸術活動支援補助金採択事業」と記載する必要があります。

なお、ポスターやチラシなどの印刷の都合で、記載が間に合わない場合は、事業開催当日に「令和8年度船橋市文化芸術活動支援補助金採択事業」と記載した用紙などを会場に掲載するようにしてください。

11. 申請から補助金交付までの流れ

申請

令和8年4月1日(水)午前9時～5月15日(金)午後5時(必着)の期間内に、船橋市オンライン申請システムまたは郵送にて必要書類を送付してください。なお、文化課窓口では受け付けません。



選考

船橋市文化振興推進協議会にて、提出された申請書一式をもとに補助事業を審査します。



決定

選考結果を郵送にて通知します。(6月下旬頃予定)



事業実施

補助事業が変更または中止の場合は、あらかじめ船橋市文化芸術活動支援補助金変更申請書または船橋市文化芸術活動支援補助金取下書を提出してください。



実施結果 報告

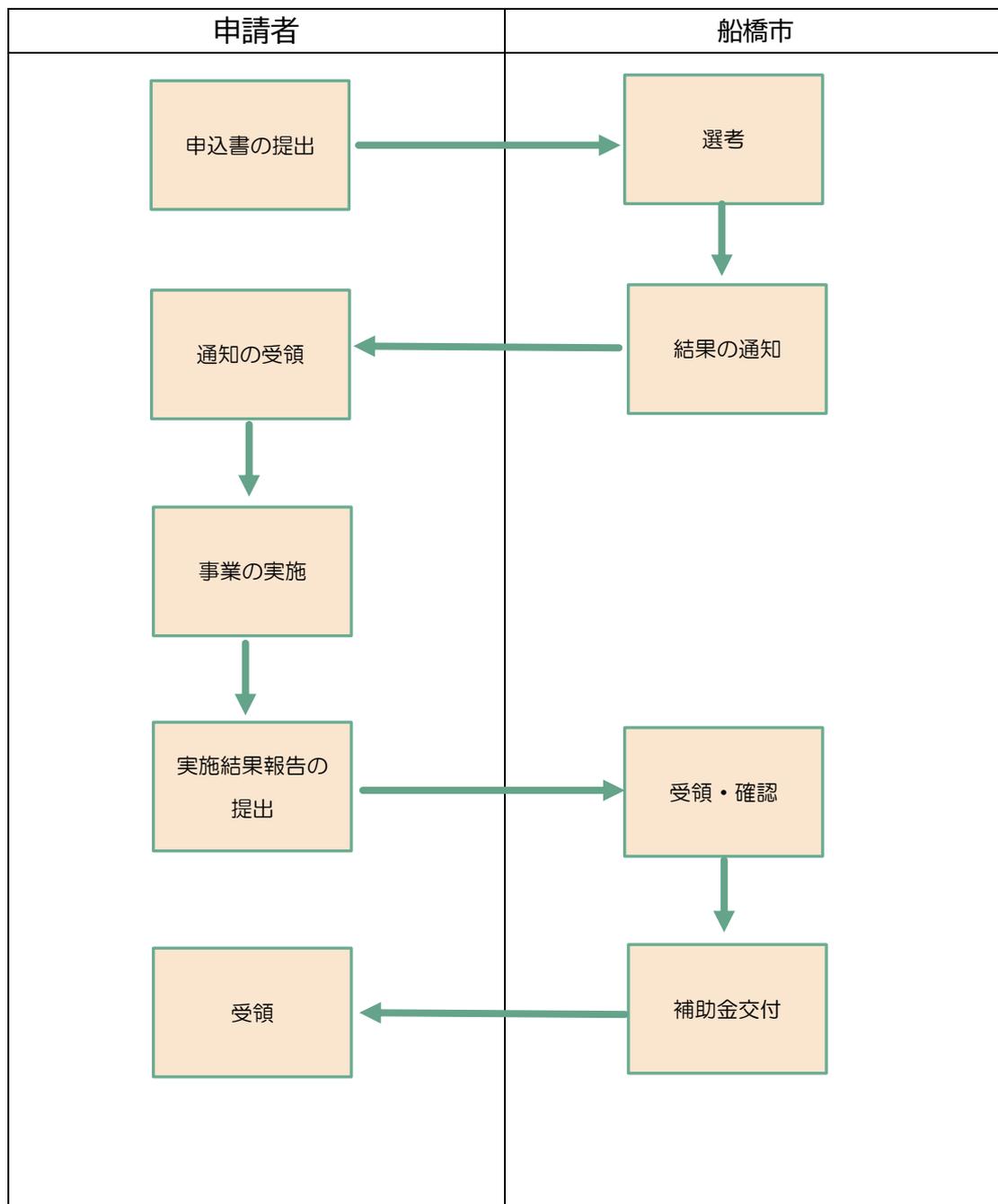
※補助事業の完了後20日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、実施結果報告書を提出してください。
※補助対象外経費の領収書も必要となりますので、ご注意ください。
※領収書の提出にあたり、不備のあるものは補助対象外となりますので、ご注意ください。
※事業の実施状況が分かる写真及びパンフレット等の添付が必要です。



補助金交付

実績報告書等を基に、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金確定通知書にて通知し、補助金を交付します。

12. 申込書提出から補助金交付までのフロー図



13. 申請時における提出書類

補助金の申込みを行う個人又は団体は、期日までに、以下の書類を提出してください。

個人	団体
<ul style="list-style-type: none"> ● 船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書(第1号様式) ● 事業計画書(第2号様式) ● 収支予算書(第3号様式) ● 誓約書(第4号様式) ● 過去の活動歴及び前年度決算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書(第1号様式) ● 事業計画書(第2号様式) ● 収支予算書(第3号様式) ● 誓約書(第4号様式) ● 過去の活動歴及び前年度決算 ● 団体の会員名簿(団体のみ) ● 構成団体一覧表(複数の団体で構成するものに限る。) ● 申込者の組織の運営に関する定め(規定されている場合に限る。)

※上記のほか、状況により提出を求める他の書類もあります。

14. 選考について

大項目	小項目	
①公益性	1	事業活動の内容や実績、今後の展望において、地域や社会に貢献し、船橋市の文化芸術の振興に寄与する内容となっているか
	2	会員や関係者だけでなく、幅広い世代の市民の参加、鑑賞、体験が期待できる内容となっているか
	3	事業成果が特定団体内にとどまらず、市民間で新たな交流が期待され、事業を発展させていくための工夫がみられるか
	4	誰もが気軽に参加、鑑賞、体験できるような開放性や工夫があるか

	5	補助対象外の予算も含めて、公益性の高い予算となっているか
②創造性	6	事業内容が申請した個人又は団体の特徴をいかし、創意工夫や独自性のあるものとなっているか
	7	新たな企画内容を取り入れるなど、既存事業との差別化が図られているか
③発展性	8	今後の発展や継続が見込まれるか
	9	次世代の文化芸術活動の担い手育成に寄与する内容や若者が事業に参加しやすい工夫をしているか
④計画性	10	事業目的、収支計画、事業内容、体制等が明確かつ適切であるか
	11	協賛金など自主財源(収入)確保の努力が見られるか
	12	広報、宣伝活動の積極性が見られるか
⑤(大規模事業のみ)	13	市内外への発信力はあるか
	14	通例を凌ぐ多くの参加・集客が見込まれるか
	15	文化芸術以外の分野と連携し、市のブランド力向上に寄与するか
その他	16	国籍や障害の有無等に配慮した工夫があるか

15. QA

Q1. 文化芸術活動拡大事業の「事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者」とはどのようなものを指すのか

A: 参加者や鑑賞者の多くが構成員や会員ではなく、これまであまり文化芸術に関わりを持たなかった市民が、事業に出演や出品、鑑賞をするなど、幅広い市民が事業に関わることを指します。また、初心者向けの文化芸術体験や、これまで文化芸術にあまり関わりを持たなかった市民が、興味を惹かれるような趣向・工夫を凝らすなど、多くの市民へ文化芸術を広めるものも含まれます。

Q2. 大規模特別事業の「内容、規模等において通例を凌ぐ」とはどのようなものを指すのか

A: 人数の基準はございませんが、市内外から多くの来場者や参加者が見込まれる

大規模事業です。

Q3. 文化芸術活動拡大事業と大規模特別事業の違いは何か

A:大規模特別事業は文化芸術活動拡大事業と比べ、規模の大きいもので、市外からの集客も多く見込まれる事業となります。

Q4. 社会教育関係団体でも応募は可能か

A:応募要件を満たしていれば、可能です。

Q5. 法人格を有している場合でも申請できるのか

A:営利目的の事業でなければ申請は可能です。

Q6. 物販を行ってもよいのか

A:事業の主たる目的が営利でなければ、物販は可能ですが、必ず収支予算書や収支決算書に計上してください。ただし、展覧会事業で、展示物全てを販売するものは、営利を目的とした展覧会と判断し、対象外とします。

Q7. 事前練習・準備費は対象になりますか

A:育成事業については、対象となりますが、文化芸術活動拡大事業と大規模特別事業は公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロ以外は対象となりません。

Q8. プロでも申請可能か

A:営利目的の事業でなければ申請は可能です。

Q9. 備品などを収支予算書に記入したいが、どこに記入すればよいのか

A:補助対象経費又は補助対象外経費のいずれにも当てはまらないものは記載することはできません。

Q10. 市や国・県との共催事業は補助対象となるのか

A:市や国・県との共催事業は補助対象外となります。なお、後援事業の場合は補助対象となります。

Q11. 育成事業に年齢制限はありますか

A:年齢制限はありませんが、当該事業は将来の文化芸術活動の活性化に寄与する人材の育成を目的にしておりますので、審査ではその点も重要な要素となります。

Q12. 育成事業は、育成の対象者(参加者)を毎年変えても良いか

A: 育成事業は、将来の文化芸術活動の活性化に寄与する人材の育成を目的とする事業となりますので、同じ対象者(参加者)での事業実施が望まれます。

Q13. 補助の対象とならない事業のうち、「事業に関わる者、または団体(主催者・共催者)の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一とみなされる場所で開催している場合」とはどういうことか

A: 実質、事業実施者が同一であると見なされる2以上の事業を同一日に開催している場合において、ゾーニングや会場を分散させることで、一部の会場は補助対象事業となりうる可能性があり、一方でその他の会場は補助対象外の事業であるような場合は、いずれの場合も補助対象外事業とみなします(例参照)。また、いずれの会場も補助対象事業となりうる場合であっても複数申請することはできません。

例) 2つの事業が同一とみなされ、両事業とも補助対象外となるもの。

事業 A 補助対象事業	事業実施者: 船橋太郎 事業実施日: 7月1日 事業 B と隣接して一般参加可能な音楽イベントを実施
事業 B 補助対象外事業	事業実施者: 船橋太郎 事業実施日: 7月1日 事業 A と隣接して一般参加可能なアートイベントを実施 ※営利目的で物品を販売

Q14. 交付決定額は交付予定額を超えて支給されることはあるか

A: 交付予定額を超過して、交付決定額が決まることはありません。

16. 記入例

(第1号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書

令和 年 月 日

船橋市長 へ

団体所在地 ・個人住所	船橋市湊町2-10-25
団体名	●●●
代表者名 ・個人名	船橋 太郎

船橋市文化芸術活動支援への参加を希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 事業名・内容

事業名	▲▲音楽祭
事業内容 (簡潔に記載)	●●ホールで実施する音楽祭。

2 補助金の申込区分(いずれか1つに○をすること)

<input type="radio"/>	文化芸術活動拡大事業
<input type="radio"/>	育成事業
<input type="radio"/>	大規模特別事業

第3号様式 収支予算書の収入欄の補助金額を入力すること。

3 事業の着手・完了予定期日

着手予定	令和 年 月 日
完了予定	令和 年 月 日

4 交付を受けようとする補助金の申請額

200,000 円

5 添付書類(添付した書類に○をすること)

<input type="checkbox"/>	事業計画書(第2号様式)	(必須)
<input type="checkbox"/>	収支予算書(第3号様式)	(必須)
<input type="checkbox"/>	宣誓書(第4号様式)	(必須)
<input type="checkbox"/>	過去の活動歴及び前年度決算	(必須)
<input type="checkbox"/>	団体の会員名簿	(団体のみ必須)
<input type="checkbox"/>	構成団体一覧表	(複数の団体で構成されている場合は必須)
<input type="checkbox"/>	申込者の組織の運営に関する定め	(規定されている場合のみ)

6 連絡先(結果送付先)

〒	273-8501
住所	船橋市湊町2-10-25
氏名	文化 太郎
電話番号	047-436-2894
e-mail	●●●@●●●

原則は、「消費税額を交付対象経費に含めない」にチェック

7 消費税の適用に関する事項(該当するものに✓)

<input checked="" type="checkbox"/>	①交付金交付額の算定 消費税額を交付対象経費に含めないで交付金交付額を算定
<input type="checkbox"/>	②①で「消費税を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定」を選択した理由 消費税額を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)
<input type="checkbox"/>	②①で「消費税を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定」を選択した理由 免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他()

(第2号様式)

事業計画書

1. 団体名または個人名	(ふりがな)まるまるまるがくだん
	●●●楽団
2. 代表者名	(ふりがな)ぶんかたろう
	文化 太郎
3. 団体または個人住所	船橋市湊町 2-10-25
4. 団体設立(個人活動開始)年月及び活動年数	設立:令和●年●月●日 活動年数:●年
5. 会員数(構成員数)	●●人
6. 団体の目的または個人の活動の目的	音楽の普及のため
7. 主な活動内容と活動実績 ● 事業名 ● 開催日・会場 ● 動員数 ※過去3年程度	事業名:▲▲コンサート 開催日:令和4年1月15日 会場:船橋市民文化ホール 動員数:750人
8. 船橋市や他団体等からの資金助成及び委託等の実績(過去3年程度)	例)○年度△△財団▼▼事業◇◇円 なし
9. 事業の名称	(ふりがな)だいやだいやこんさーと
	◆◆コンサート

<p>10. 事業の目的と具体的な企画内容、特徴、新たな取り組み (公演の場合: 演目、曲目、幕構成、主な出演者、主なスタッフ等) (展示の場合: 展示作品の種類、点数、主な作品名、出品者等) ※具体的に記入してください。</p>	<p>曲目: ●●●『●●●』 ●●●『●●●』 ●●●『●●●』 出演者: 指揮者(●●)、●●●楽団 事業の目的: ●●● 企画内容: ●●● 特徴: ●●● 新たな取り組み: ●●●</p>
<p>11. 事業日時</p>	<p>令和8年10月1日(木)午後1時～午後3時</p>
<p>12. 事業会場</p>	<p>●●会館 【市外の施設の場合は、なぜ市外の施設で開催するのか理由を記入してください。】 市外の施設で開催する場合は、その理由を記載してください。</p>
<p>13. 入場料</p>	<p>大人: ●●●円 学生: ●●●円</p>
<p>14. 実施スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月～ 週1回 練習 ● 9月30日 前日最終リハーサル ● 10月1日 事業本番
<p>15. 出演(出展)者見込</p>	<p>●人(うち、一般参加者見込 ●人)</p>
<p>16. 観客動員見込</p>	<p>●●●人(うち、一般参加者見込 ●●●人)</p>
<p>17. 共催者・後援者・協賛者名等とその役割</p>	<p>後援: ●●(広報)</p>
<p>【①事業を行うことで、船橋市の文化芸術にどのような効果や影響があるかを記入してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この事業が船橋市の文化芸術にどのような効果・影響を及ぼすのか具体的に記載してください。 	

<p>【②-1 事業成果が今後、どのように市民間で新たな交流を生むのか。 -2 事業発展を行っていくための工夫を記入してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この事業が実施されることで、多くの市民にとって、どのような交流や出会いが生まれ、市民の今後の文化芸術活動に生かされるのか記載してください。 ● この事業が継続し、発展していくための工夫を記載してください。
<p>【③ 幅広い市民の参加、鑑賞、体験を得るための工夫を記入してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い市民が参加しやすくなるための工夫について、具体的に記載してください。
<p>【④ 補助金をどのように活用し、それが事業にどのような効果をもたらすのか、補助金の必要性も踏まえ具体的に記入してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補助金をどのような部分に充て、それが事業にどのような効果をもたらすのか具体的に記載してください。
<p>【⑤-1 今後の事業計画や展望。 -2 次世代の文化芸術の担い手・育成への効果や工夫を記入してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を今後どのように発展させていくのかといったビジョンや計画、事業を発展させるために行う工夫等、詳しく記載してください。 ● 事業を通じた市民の文化芸術活動への育成支援をどのように行い、どのような目標を設定するのか、詳しく記載してください。
<p>【⑥ どのように広く周知するのか広報活動を記入してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この事業に対して、多くの人に足を運んでいただくための広報活動を具体的に記載してください。
<p>申請者の公開されている周知用の HP・SNS の URL 等をご記入ください。</p>
<p>HP:</p>
<p>YouTube:</p>
<p>Instagram:</p>
<p>Facebook:</p>
<p>TikTok:</p>
<p>X:</p>
<p>その他 SNS(): </p>
<p>【⑦【その他、特記事項やPRしたい点などを自由に記載してください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記項目では記載できなかった申請事業に関する特記事項、PRしたい点を自由に記載してください。

収支予算書

団体または個人名	●●楽団
補助金の種類	文化芸術活動拡大事業

〈収入〉

項目	金額	内訳					備考		
		項目	数量	単位	単価	金額			
入場料	52,700	一般	50	人	1,000	=	50,000		
		学生	5	人	500	=	2,500		
		小児	2	人	100	=	200		
							=		0
協賛金	40,000	●●会社	1	式	10,000	=	10,000		
		◆◆会社	1	式	30,000	=	30,000		
							=		0
							=		0
							=		0
							=		0
その他収入 (広告料・物販売り上げ等)	10,000	物販	1	式	10,000	=	10,000		
							=		0
							=		0
							=		0
							=		0
							=		0
小計(事業収入合計)	102,700								
自己負担金	174,043	自己負担金	1	式	174,043	=	174,043		
							=		0
							=		0
							=		0
収入合計(A)	276,743								

補助金	157,000
-----	---------

〈支出〉

費目	金額	内訳				備考			
		項目	数量	単位	単価				
対象経費	音楽・文芸・美術費	指揮者謝礼	1	人	10,000	=	10,000		
						=	0		
						=	0		
						=	0		
						=	0		
	会場・舞台費	200,000	会場使用料	2	回	100,000	=		200,000
							=		0
							=		0
	印刷費	15,000	ポスター	500	枚	30	=		15,000
							=		0
謝金・人件費	10,000	審査員謝礼	2	人	5,000	=	10,000		
						=	0		
宣伝費	0					=	0		
記録費	0					=	0		
通信費	1,100	案内状	10	枚	110	=	1,100		
保険費	0					=	0		
旅費	356	船橋一市川	2	回	178	=	356		
						=	0		
補助対象外経費	有償頒布作成費	0				=	0		
	事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費	15,000	会員事業当日日当	3	人	5,000	=	15,000	
							=	0	
	食糧費	387	お茶代	3	本	129	=	387	
							=	0	
	会議費	0					=	0	
	事前練習・準備費	0					=	0	
	賞金・商品代	23,690	トロフィー代	1	式	3,690	=		
			賞金	1	式	20,000	=		
	交際費・接待費	0					=	0	
駐車代	0					=	0		
振込手数料	880	振込手数料	1	式	880	=	880		
						=	0		
間接費	330	ボールペン	3	本	110	=	330		
						=	0		
その他	0					=	0		
						=	0		
支出合計(B)	276,743								
補助対象経費合計	236,456								
補助対象外経費合計	40,287								

行が足りない場合は、まとめて入力してしてください。その際、内訳を備考に記載してください。

補助対象経費又は補助対象外経費のいずれにも該当しないものは、記載することができません。

※ 収入合計(A) = 支出合計(B)となるように記入して下さい。

エラーチェック エラーなし

(第4号様式)

誓約書

下記の事項について誓約します。

- (1) 船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱及び募集要項の内容を把握及び理解し、遵守し、補助対象事業の条件を満たした上で、当該補助金を申請します。
- (2) 次のいずれにも該当する個人又は団体ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする個人又は団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする個人又は団体
- 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)並びにその統制下にある個人又は団体
- 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする個人又は団体
- 個人又は団体(構成員を含む。)に課せられた市税を滞納している個人又は団体
- 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助金等を受けている個人又は団体

(3) 次のいずれにも該当する事業ではないことを確認のうえ、補助金を申請します。

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- 暴力団等並びにその統制下にある団体を利する事業
- 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- 収益の寄付や募金を目的とする事業
- 文化祭その他の学内行事として行われるもの
- 事業の参加者(出演者・出品者)の構成員や会員のみであるもの(主催者・共催者)
- その他補助対象事業とすることが適当でないと思われるもの

誓約書の本文の内容を詳細にご確認いただき、ご署名ください。

令和 年 月 日

船橋市長様

住所 _____

団体名 _____

個人名または団体の代表者名 _____

連絡先 _____

(第10号様式)

船橋市文化芸術活動支援補助金実施結果報告書

個人又は団体名	
事業名	
事業日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
事業会場	
来場者数	
チケット販売枚数	
出演(出展)者見込	人(うち、一般参加者見込 人)
観客動員見込	人(うち、一般参加者見込 人)
共催者・後援者・協賛者 名等	
実施項目 ※時系列で詳細に	時系列に事業当日までの内容を記載してください。 例) 4月～ 週1回、●●公民館で練習を実施 5月15日 役員会議 9月30日 前日リハーサル 10月1日 本番
事業の成果	事業の内容及び成果を詳細に記載してください。
本補助金制度について のご意見等	ご意見・ご感想を記載してください。

収支決算書

団体または個人名	●●楽団
補助金の種類	文化芸術活動拡大事業

〈収入〉

項目	金額	内訳					備考		
		項目	数量	単位	単価	金額			
入場料	52,700	一般	50	人	1,000	=	50,000		
		学生	5	人	500	=	2,500		
		小児	2	人	100	=	200		
							=		0
協賛金	40,000	●●会社	1	式	10,000	=	10,000		
		◆◆会社	1	式	30,000	=	30,000		
							=		0
							=		0
							=		0
							=		0
その他収入 (広告料・物販売り上げ等)	10,000	物販	1	式	10,000	=	10,000		
							=		0
							=		0
							=		0
							=		0
小計(事業収入合計)	102,700								
自己負担金	174,043	自己負担金	1	式	174,043	=	174,043		
							=		0
収入合計(A)	276,743								

(第5号様式) 船橋市文化芸術活動支援補助金交付可否決定通知書に記載されている補助金交付予定額を記載してください。

補助金	157,000
-----	---------

補助金交付 予定額	157,000
--------------	---------

〈支出〉

費目	金額	内訳				備考			
		項目	数量	単位	単価				
対象経費	音楽・文芸・美術費	指揮者謝礼	1	人	10,000	=	10,000		
						=	0		
						=	0		
						=	0		
						=	0		
	会場・舞台費	200,000	会場使用料	2	回	100,000	=		200,000
							=		0
							=		0
	印刷費	15,000	ポスター	500	枚	30	=		15,000
							=		0
謝金・人件費	10,000	審査員謝礼	2	人	5,000	=	10,000		
						=	0		
宣伝費	0					=	0		
記録費	0					=	0		
通信費	1,100	案内状	10	枚	110	=	1,100		
保険費	0					=	0		
旅費	356	船橋一市川	2	回	178	=	356		
						=	0		
補助対象外経費	有償頒布作成費	0				=	0		
	事業関係団体(主催者・共催者)の構成員や会員に支払う経費	15,000	会員事業当日日当	3	人	5,000	=	15,000	
							=	0	
	食糧費	387	お茶代	3	本	129	=	387	
							=	0	
	会議費	0					=	0	
	事前練習・準備費	0					=	0	
	賞金・商品代	23,690	トロフィー代	1	式	3,690	=		
			賞金	1	式	20,000	=		
	交際費・接待費	0					=	0	
駐車代	0					=	0		
振込手数料	880	振込手数料	1	式	880	=	880		
						=	0		
間接費	330	ボールペン	3	本	110	=	330		
						=	0		
その他	0					=	0		
						=	0		
支出合計(B)	276,743								
補助対象経費合計	236,456								
補助対象外経費合計	40,287								

行が足りない場合は、まとめて入力してください。その際、内訳を備考に記載してください。

補助対象経費又は補助対象外経費のいずれにも該当しないものは、記載することができません。

※ 収入合計(A) = 支出合計(B)となるように記入して下さい。

エラーチェック エラーなし

17. 船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱

船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的とし、船橋市文化芸術活動支援補助金（以下「文化芸術活動補助金」という。）について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、継続的に文化芸術活動を行っている、又は今後継続的に文化芸術活動を行う者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 個人 市内に在住又は在勤、在学している
 - (2) 団体 市内に活動の本拠を有し、複数名で構成されその構成員の半数以上が市内に在住又は在勤、在学している
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する個人又は団体は、文化芸術活動補助金の申請を行うことができない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする個人又は団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする個人又は団体
 - (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）並びにその統制下にある個人又は団体
 - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする個人又は団体
 - (5) 個人又は団体（構成員を含む。）に課せられた市税を滞納している個人又は団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、船橋市内で行われ、芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであり、事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれる営利を目的としない事業（当該事業は同一年度内に着手し、かつ、完了する事業とする）であり、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 文化芸術活動拡大事業 事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者（以下「一般市民等」という。）が出演、出品、鑑賞するなど、幅広い一般の市民の事業への参加が見込まれ、文化芸術活動の裾野の拡大に貢献する事業
- (2) 育成事業 文化芸術活動をする人材を、2年以上継続的かつ段階的に育成又は支援をし、又は個人で2年以上継続的かつ段階的に活動し、文化芸術活動の活性化に資することが期待できる事業。なお、事業の一環として、必ず補助及び交付の決定がされた年度に発表の場を設けること。
- (3) 大規模特別事業 内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般市民等の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を一般市民等に広く提供するような、文化芸術の裾野の拡大に特に貢献する事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する支援対象事業は、補助金の申請を行うことができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 暴力団等並びにその統制下にある団体を利する事業
- (4) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 専ら収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業として行われるもの
- (6) 文化祭その他の学内行事として行われるもの
- (7) 事業の参加者（出演者・出品者等）が、事業に関わる者、又は団体（主催者・共催者）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象として行われるもの
- (8) 事業に関わる者、又は団体（主催者・共催者）の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一

とみなされる場所で開催している場合

- (9) 国、県、市又はそれらの外郭団体が主催又は共催となっている事業
- (10) 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
- (11) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の補助対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は別表2に掲げるとおりとし、当該年度に補助する補助金の総額は、予算の範囲内とする。

（申込みの限度）

第7条 第4条第1項第1号から第3号のいずれかで補助する決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる文化芸術活動については、補助する決定を受けた号と別の各号で申込みを行うことができない。

2 前項の規定に関わらず、個人又は団体は、補助する決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる文化芸術活動について、第4条第1項第2号に規定する事業は初回の申込みより連続する3年度を超えて申込みを行うことができない。

（申込方法）

第8条 補助金の申込みを行う個人又は団体（以下「申込者」という。）は、市長が定める期日までに、船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 過去の活動歴及び前年度決算
- (5) 団体の会員名簿（団体のみ）
- (6) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）
- (7) 申込者の組織の運営に関する定め（規定されている場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申込みのあった事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

3 申込者は、第1項の規定により申込みするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（支援対象経費に含まれる消費税及

び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申込み時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 申込者が、過去に第16条に基づく補助及び交付の決定の取消し等を受けている場合、市長は申込みを棄却することができる。

（判定会議）

第9条 市長は、補助の可否を決定するに当たり、前条に規定する申込みに対する補助の適否、補助金の額等について、次に掲げる事項に関して判定会議に諮るものとする。

- (1) 法令等に違反していないこと。
- (2) 目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定に誤りがないこと。

- 2 判定会議は、船橋市文化振興推進協議会（以下「協議会」という。）によって運営する。

- 3 協議会の組織及び運営に関する事項については、市長が別に定める。

（補助及び交付の決定等）

第10条 市長は、判定会議の結果を踏まえ、補助の可否について決定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金交付可否決定通知書（第5号様式）により、申込者に通知する。

- 2 市長は、前項において補助及び交付の決定を受けた個人又は団体（以下「補助決定団体等」という。）に対して、適正な交付を行うために必要があるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は補助金の交付に係る事項を修正することができる。

- 3 市長は、第8条第3項ただし書の規定による申込み申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、補助及び交付の決定を行うものとする。

- 4 補助決定団体等は、当該補助及び交付の決定を取り下げようとするときは、速やかに船橋市文化芸術活動支援補助金取下書（第6号様式）により市長に提出しなければならない。

（補助及び交付の決定の公表）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助及び交付の決定をしたときは、補助決定団体等の名称、補助決定内容及び補助金交付予定額を公表するものとする。

(事業の遂行等)

第 12 条 補助決定団体等は、補助及び交付の対象となった事業計画及び市長が補助及び交付の決定に付した条件その他市長の指示に従い、補助及び交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を行わなければならない。

2 市長は、補助事業の遂行にあたり、必要があると認めるときは、当該補助決定団体等に対して必要な条件を付し、指示することができる。

(補助事業の変更等)

第 13 条 補助決定団体等は、補助事業の計画又は補助事業に要する予算を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ船橋市文化芸術活動支援補助金変更申請書（第 7 号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の補助及び補助及び交付の決定の内容又はこれに付した条件の変更を、船橋市文化芸術活動支援補助金変更承認・不承認通知書（第 8 号様式）により通知する。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(実績報告)

第 14 条 補助決定団体等は、補助事業の完了後 20 日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、船橋市文化芸術活動支援補助金実績報告書（第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 船橋市文化芸術活動支援補助金実施結果報告書（第 10 号様式）

(2) 収支決算書（第 11 号様式）

(3) チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真

(4) 領収書等の写し（補助対象外経費も含む）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第 8 条第 3 項ただし書の規定により申込み申請をした補助決定団体等は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 15 条 市長は、前条第 1 項に規定する実績報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の補助及び交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金確定通知書（第 12 号様式）により補助決定団体等に通知する。こ

の場合において、補助決定団体等が補助事業の実施のため支出したとする経費について、その使途、金額及び支出先等の事実が領収書等の証拠書類によって明確に確認できないときは、当該経費に係る補助金の交付は行わない。

(補助及び交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の補助及び交付の決定の全部又は一部の取消しを、船橋市文化芸術活動支援補助金取消決定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助及び交付の決定を受けたとき
- (2) 暴力団等に規定する個人又は団体であることが判明したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の補助及び交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の補助及び交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市文化芸術活動支援補助金返還命令書(第14号様式)によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助決定団体等は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助決定団体等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助決定団体等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 補助決定団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む）は、船橋市文化芸術活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書（第 15 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税の仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助金補助及び交付の決定が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第 20 条 補助決定団体等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間整備しておかなければならない。

（調査又は報告）

第 21 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助決定団体等に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（補助金交付事業である旨の表示義務）

第 22 条 補助決定団体等は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に「船橋市文化芸術活動支援補助金活用事業」という名称を表示するものとする。

（成果の公表）

第 23 条 市長は、補助事業の成果について公表するものとする。

2 第 14 条に基づく実績報告を行った補助決定団体等は、補助金の交付の対象となった文化芸術活動の成果等を市民に周知するよう努めるものとする。

（補則）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（補助対象事業の特例）

2 第 4 条第 1 項中「船橋市内」とあるのは、船橋市文化芸術ホール条例（昭和

53年船橋市条例第24号)第2条第2項に規定する船橋市民文化ホールにおいて、令和7年度からの工事期間の休館中に限り、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等で開催する事業は、「船橋市内外」と読み替えるものとする。

別表 1

補助対象経費

費目	主な内容
音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器及び楽譜借料、楽譜購入料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲及び編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術及び衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料 等
会場・舞台費	会場使用料（附帯設備を含む）、会場設営費及び撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら及びメイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費 等
印刷費	ポスター及びチラシ、プログラム、図録、チケット、入場整理券、台本等の印刷費 （無料配布するものに限る）
謝金・人件費	外部講師、審査員、運営スタッフ、会場整理員、原稿執筆等への謝礼 ただし、団体の構成員に係るものを除く
宣伝費	広告掲載料、入場券販売手数料等
記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る）
通信費	案内状送付料等
保険費	イベントに係る保険
旅費	出演者及び講師等の交通費及び宿泊料 （事業当日に係るものに限る）
その他	その他市長が適当と認める経費

補助対象外経費

費目	主な内容
有償頒布作成費	有償頒布するプログラム・図録等作成経費
事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経費	
食糧費	弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲

	食経費
会議費	打合せ等に係る会場使用料、資料作成費等
事前練習・準備費（育成事業は除く）	事業開催の前日よりも前に行うリハーサル・準備に係る経費等 ただし、公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロは補助対象とする。
賞金・賞品代	コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代 等
交際費・接待費	講師等への手土産（お弁当や菓子折り） 等
駐車代	
振込手数料	
間接費	事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信料、ボールペン購入料等）
その他	その他市長が適当でないと判断した経費

別表 2

補助率	補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）
補助上限額	(1) 文化芸術活動拡大事業 30万円 (2) 育成事業 30万円 (3) 大規模特別事業 150万円
補助金の額	次の各号のいずれか低いものとする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じた額 (2) 補助上限額 (3) 自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補助事業の実施に伴う収入を差し引いた額。ただし、千円未満切り捨て。）

18. 注意事項

船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱及び本募集要項をよく読み、内容を遵守してください。これらにそぐわないものが発覚した場合は、補助金の返還を求めますので、十分注意してください。

19. 問合せ

船橋市 教育委員会 生涯学習部 文化課 文化振興係

☎047-436-2894

Mail:bunka@city.funabashi.lg.jp

※問合せは極力メールでお願いいたします。